

別紙様式第12号の2（第137条及び第143条関係）

（日本産業規格 A 4）

年度

年	月	日から
年	月	日まで

 日本における業務報告書

年 月 日

金融庁長官殿

住 所

会 社 名

日本における代表者 氏 名

年 月 日から 年 月 日までの日本における業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目 次

第1 日本における保険業の事業報告書

- 1 日本における事業の経過及び成果等
- 2 日本における財産及び損益の状況の推移
- 3 日本における支店等及び代理店の状況
- 4 日本における使用人の状況
- 5 日本における主要な借入先の状況
- 6 日本における資金調達状況
- 7 日本における設備投資の状況
- 8 日本における事業の譲渡・譲受け等の状況
- 9 その他外国保険会社等の現況に関する重要な事項

第2 附属明細書

- 1 商品有価証券
- 2 特定取引有価証券
- 3 有価証券
- 4 貸付金
- 5 有形固定資産及び無形固定資産
- 6 保険契約準備金
- 7 引当金
- 8 事業費の明細
- 9 特別勘定の資産及び負債
- 10 その他重要な事項

第3 日本における保険業の貸借対照表

第4 日本における保険業の損益計算書

第5 日本における保険業のキャッシュ・フロー計算書

第6 日本における保険金等の支払能力の充実の状況に関する書面

（記載上の注意）

- 1 第143条第2項の規定により業務報告書を作成するに際して、法第187条第1項の免許申請書又は法第209条第2号の規定による届出書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、「日本における代表者氏名」欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。
- 2 外国保険会社等の日本における事業の内容を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる事項を細分し、又は新たに項目を設けて記載すること。
- 3 この様式中、「第3 日本における保険業の貸借対照表」、「第4 日本における保険業の損益計算書」及び「第5 日本における保険業のキャッシュ・フロー計算書」に注記すべき事項は、「第5 日本における保険業のキャッシュ・フロー計算書」の次に一括して記載することができる。

第1

年度 {

 年 月 日から
 年 月 日まで

} 日本における保険業の事業報告書

1 日本における事業の経過及び成果等

(記載上の注意)

- 1 外国保険会社等の日本における主要な事業内容、金融経済環境並びに当該事業年度における事業の経過及び成果（主要な部門別）を記載すること。
- 2 外国保険会社等が日本における対処すべき課題を記載すること。
- 3 外国生命保険会社等にあつては、日本における保有契約高、新契約高及び減少契約高の状況及び推移、責任準備金の状況及び推移を記載すること。

2 日本における財産及び損益の状況の推移

(外国生命保険会社等)

区分		年度	年度	年度	年度(当期)
		億円	億円	億円	億円
年度末契約高	個人保険				
	個人年金保険				
	団体保険				
	団体年金保険				
	その他の保険				
		百万円	百万円	百万円	百万円
保険料等収入					
資産運用収益					
保険金等支払金					
経常利益(又は経常損失)					
契約者配当準備金繰入額					
当期純利益(又は当期純損失)					
総資産					

(記載上の注意)

- 1 記載項目に著しい変動が生じた場合には、その理由を欄外に注記すること。
- 2 必要がある場合は、4事業年度以前の日本における事業年度についても記載する

こと。

3 必要に応じ、日本における財産及び損益の状況の推移についての説明その他の事項を記載すること。

4 当該事業年度の前事業年度に係る事項については、遡及適用（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第51項に規定する遡及適用をいう。以下この様式において同じ。））、財務諸表の組替え（同条第52項に規定する財務諸表の組替えをいう。以下この様式において同じ。）又は修正再表示（同条第53項に規定する修正再表示をいう。以下この様式において同じ。）を行わなければならない。ただし、当該事業年度の前事業年度より前の事業年度に係る事項について、遡及適用、財務諸表の組替え又は修正再表示を行うことを妨げない。

なお、遡及適用、財務諸表の組替え又は修正再表示を行った場合には、その旨を欄外に注記すること。

上記にかかわらず、遡及適用又は財務諸表の組替えが実務上不可能な場合には、その旨及びその理由を欄外に注記しなければならない。

（外国損害保険会社等）

区分	年度	年度	年度	年度(当期)
	百万円	百万円	百万円	百万円
正 味 収 入 保 険 料				
（ ・ ・ ・ ・ 保 険 ）				
（ ・ ・ ・ ・ 保 険 ）				
（ ・ ・ ・ ・ 保 険 ）				
（ ・ ・ ・ ・ 保 険 ）				
（ ・ ・ ・ ・ 保 険 ）				
（ そ の 他 ）				
利 息 及 び 配 当 金 収 入				
保険引受利益（又は保険引受損失）				
経 常 利 益 （ 又 は 経 常 損 失 ）				
当 期 純 利 益				
（ 又 は 当 期 純 損 失 ）				
正 味 損 害 率				
正 味 事 業 費 率				
運 用 資 産				
総 資 産				

（記載上の注意）

- 1 正味収入保険料の内訳は、各外国損害保険会社等の実態に応じ、主な保険5種類以上を記載すること。
- 2 運用資産は、預貯金、コールローン、買現先勘定、債券貸借取引支払保証金、買入金銭債権、特定取引資産、金銭の信託、有価証券、貸付金、土地及び建物の合計額を記載し、その旨を注記すること。なお、特定取引資産とは、商品有価証券、商品有価証券派生商品、特定取引有価証券、特定取引有価証券派生商品、特定金融派生商品及びその他の特定取引資産をいう。
- 3 記載項目に著しい変動が生じた場合には、その理由を欄外に注記すること。

- 4 必要がある場合は、4事業年度以前の日本における事業年度についても記載すること。
- 5 必要に応じ、日本における財産及び損益の状況の推移についての説明その他の事項を記載すること。
- 6 当該事業年度の前事業年度に係る事項については、遡及適用、財務諸表の組替え又は修正再表示を行わなければならない。ただし、当該事業年度の前事業年度より前の事業年度に係る事項について、遡及適用、財務諸表の組替え又は修正再表示を行うことを妨げない。

なお、遡及適用、財務諸表の組替え又は修正再表示を行った場合には、その旨を欄外に注記すること。

上記にかかわらず、遡及適用又は財務諸表の組替えが実務上不可能な場合には、その旨及びその理由を欄外に注記しなければならない。

3 日本における支店等及び代理店の状況

区 分	前 期 末	当 期 末	当期増減（△）
日 本 に お け る 支 店			
日 本 に お け る 代 理 店			

（記載上の注意）

支店以外の呼称を使用する外国保険会社等にあつては、その形態に応じ、その呼称により記載すること。

4 日本における使用人の状況

区分	前期末	当期末	当期増減（△）	当期末現在		
				平均年齢	平均勤続年数	平均給与月額
内務職員	名	名	名	歳	年	千円
営業職員						

（記載上の注意）

- 1 外国生命保険会社等にあつては、「営業職員」には生命保険募集人（ただし、内務職員を除く。）について記載すること。
- 2 外国損害保険会社にあつては、「営業職員」には固定給と歩合給を支給されている使用人（ただし、特別研修生を除く。）について記載すること。

5 日本における主要な借入先の状況

借入先	借入金残高
	百万円

（記載上の注意）

- 1 当該事業年度の末日において主要な借入先があるときは、その借入先及び借入金残高を記載すること。
- 2 借入金が、外国保険会社等の資金調達において重要でない場合には、記載を要しない。

6 日本における資金調達の状況

（記載上の注意）

日本における当該事業年度中に実施した持込資本金及び供託金の増額、重要な借入れ等の資金調達について、その内容及び金額を記載すること。なお、コミットメントライ

ン契約が資金調達において重要性を有する場合には、その概要等についても記載すること。

7 日本における設備投資の状況

イ 日本における設備投資の総額

(単位：百万円)

設備投資の総額	
---------	--

(記載上の注意)

- 1 日本における当該事業年度中に実施した設備投資の総額を記載すること。
- 2 日本における主要な部門別（区分することが困難である場合を除く。）に、記載すること。

ロ 日本における重要な設備の新設等

(単位：百万円)

内 容	金 額

(記載上の注意)

- 1 日本における当該事業年度中に実施した重要な設備の新設、拡充、改修について、その内容及び金額を記載すること。また、日本における当該事業年度中に実施した重要な設備の処分、除却についてはその内容を記載すること。
- 2 日本における主要な部門別（区分することが困難である場合を除く。）に、記載すること。

8 日本における事業の譲渡・譲受け等の状況

事業譲渡等の日付	事業譲渡等の状況

(記載上の注意)

次に掲げる事項について記載すること。

- 1 日本における重要な事業譲渡、吸収分割又は新設分割
- 2 他の会社（外国会社を含む。）の日本における事業の譲受けのうち重要なもの
- 3 吸収合併（会社以外の者との合併（当該合併後当該外国保険会社等が存続するものに限る。）を含む。）又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継のうち重要なもの
- 4 他の会社（外国会社を含む。）の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分のうち重要なもの

9 その他外国保険会社等の現況に関する重要な事項

(記載上の注意)

- 1 その他外国保険会社等の現況に関する重要な事項を記載すること。
- 2 外国相互会社にあつては、日本における事業年度末における日本における社員の数についても記載すること。

第2

年度 $\left(\begin{array}{ccc} \text{年} & \text{月} & \text{日から} \\ \text{年} & \text{月} & \text{日まで} \end{array} \right)$ 附属明細書

1 商品有価証券

(単位：百万円)

区 分	当期首残高	当期末残高	当期増減(△)額
商 品 国 債			
商 品 地 方 債			
商 品 政 府 保 証 債			
・ ・ ・			
計			

2 特定取引有価証券

(単位：百万円)

区 分	当期首残高	当期末残高	当期増減(△)額
国 債			
地 方 債			
政 府 保 証 債			
・ ・ ・			
計			

3 有価証券

(単位：百万円)

区 分	当期首残高	当期末残高	当期増減(△)額
国 債			
地 方 債			
社 債			
公 社 公 団 債			
金 融 債			
事 業 債			
株 式 債			
外 国 証 券			
株 式 債			
そ の 他			
そ の 他 の 証 券			
計			

4 貸付金

(単位：百万円)

区 分	当期首残高	当期末残高	当期増減(△)額
農 林 ・ 水 産 業			
鉱 業 ・ 採 石 業 ・ 砂 利 採 取 業			
建 設 業			
製 造 業			
卸 売 業 ・ 小 売 業			
金 融 業 ・ 保 険 業			
不 動 産 業 ・ 物 品 賃 借 業			

貸 情 報 通 信 業 運 輸 業 ・ 郵 便 業 電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 業 サ ー ビ ス 業 等 そ の 他 (うち個人住宅・消費 費 者 ロ ー ン)	()	()	()
計			
公 共 団 体 公 社 ・ 公 団 約 款 貸 付			
合計			

(記載上の注意)

- 業種区分は、日本標準産業分類の大分類に準じて記載すること。ただし、「サービス業等」には、「学研究，専門・技術サービス業」、「宿泊業，飲食サービス業」、「生活関連サービス業，娯楽業」、「教育，学習支援業」、「医療，福祉」、「複合サービス事業」及び「サービス業（他に分類されないもの）」の合計額を記載すること。

- 事業団に対する貸付は、「公社・公団」に含めて記載すること。

5 有形固定資産及び無形固定資産

(単位：百万円)

資産の種類	当 期 首 残 高	当 期 増 加 額	当 期 減 少 額	当 期 償 却 額	当 期 末 残 高	減 価 償 却 却 累 計 額	償 却 累 計 率
有形固定資産							%
土地							
建物							
使用権資産							
建設仮勘定							
その他の有形 固定資産							
有形固定資産計							
無形固定資産							
ソフトウェア							
のれん							
使用権資産							
その他の無形 固定資産							
無形固定資産計							

(記載上の注意)

- 資産の種類については、重要性に応じて適宜区分して記載すること。
- 当事業年度の減損損失の金額は「当期減少額」に括弧内書として記載し、「当期

末残高」は減損損失控除後の金額を記載すること。

3 償却累計率は、取得価額に対する減価償却累計額の割合を記載すること。

6 保険契約準備金

(単位：百万円)

区 分	当期首残高	当期末残高	当期増減(△)額
・ ・ ・ ・ 保 険			
そ の 他 の 保 険			
計			

(記載上の注意)

- 1 保険契約準備金について日本における保険業の貸借対照表上の内訳科目ごとにそれぞれ作成すること。
- 2 外国生命保険会社等にあつては、個人保険、個人年金保険、団体保険、団体年金保険及びその他の保険について記載すること。
- 3 外国損害保険会社にあつては、各社の実態に応じ、主な保険5種類以上を記載すること。

7 引当金

(単位：百万円)

区 分	当 期 首 残 高	当 期 末 残 高	当 期 増 減 (△) 額	計 上 の 理 由 及 び 算 定 方 法
貸 倒 引 当 金				
・ ・ ・ ・ ・				
価 格 変 動 準 備 金				
・ ・ ・ ・ ・				

(記載上の注意)

- 1 計上の理由及び算定方法については、日本における保険業の貸借対照表に注記したものを省略することができる。
- 2 当期首及び当期末の日本における保険業の貸借対照表に計上されている引当金(退職給付引当金を除く。)及び法令の規定により準備金又は引当金の名称をもって計上しなければならない準備金又は引当金で資産の部又は負債の部に計上することが適当でないものについて、設置目的ごとの科目の区分により記載すること。

8 事業費の明細

(外国生命保険会社等)

(単位：百万円)

区 分	金 額
事 業 活 動 費	
営 業 職 員 経 費	
募 集 代 理 店 経 費	
選 択 経 費	
事 業 管 理 費	
募 集 機 関 管 理 費	
営 業 職 員 教 育 訓 練 費	
広 告 宣 伝 費	
一 般 管 理 費	
人 件 費	
物 件 費	

寄 附 ・ 協 賛 金 ・ 諸 会 費 拠 出 金 負 担 金	
計	

(記載上の注意)

拠出金の金額欄には、保険契約者保護基金拠出金について記載し、負担金の金額欄には、保険契約者保護機構負担金について記載すること。

(外国損害保険会社等)

(単位：百万円)

区 分		金 額
損害調査費・営業費及び一般管理費	人 件 費 給 与 金 退 職 職 金 退 職 給 付 引 当 金 繰 入 額 厚 生 費 物 件 費 減 価 償 却 費 土 地 建 物 機 械 賃 借 料 営 繕 費 旅 費 交 通 費 通 信 費 事 務 費 広 告 費 諸 会 費 ・ 寄 附 金 ・ 交 際 費 そ の 他 物 件 費 税 金 拠 出 金 負 担 金	
	計	
	(損 害 調 査 費)	()
	(営業費及び一般管理費)	()
	代 理 店 手 数 料 等 保 険 仲 立 人 手 数 料 募 集 費 集 金 費 受 再 保 険 手 数 料 出 再 保 険 手 数 料	
	計	
	事業費合計	

(記載上の注意)

- 1 金額欄は、損害調査費、営業費及び一般管理費並びに諸手数料及び集金費の合計額を記載し、その旨を注記すること。

- 2 拠出金の金額欄には火災予防拠出金及び交通事故予防拠出金の合計額を記載すること。また、負担金の金額欄には保険契約者保護機構負担金について記載すること。
- 3 保険仲立人手数料の金額欄には保険業法（以下「法」という。）第2条第25項の保険仲立人に係る手数料について記載すること。
- 4 外国保険会社等の事業費の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げてある科目を細分し、又はその性質を示す科目を設けて適切な場所に記載すること。

9 特別勘定の資産及び負債

(1) 特別勘定の資産

(単位：百万円)

区 分	当期首残高	当期末残高	当期増減(△)額
現金及び預貯金			
現 金			
預 貯 金			
コー ル ロ ー ン			
買 現 先 勘 定			
債券貸借取引支払保証金			
買 入 金 銭 債 権			
商 品 有 価 証 券			
有 価 証 券			
国 債			
地 方 債			
社 債			
株 式			
外 国 証 券			
そ の 他 の 証 券			
貸 付 金			
そ の 他 資 産			
未 収 金			
前 払 費 用			
未 収 収 益			
預 託 金			
先物取引差入証拠金			
先物取引差金勘定			
保管有価証券			
金融派生商品			
金融商品等差入担保金			
仮 払 金			
そ の 他 の 資 産			
貸 倒 引 当 金	△	△	
一 般 勘 定 貸			
資 産 合 計			

(2) 特別勘定の負債

(単位：百万円)

区 分	当期首残高	当期末残高	当期増減(△)額
保 険 契 約 準 備 金 そ の 他 負 債 売 現 先 勘 定 債券貸借取引受入担保金 借 入 金 未 払 金 未 払 費 用 前 受 収 益 先 物 取 引 差 金 勘 定 借 入 有 価 証 券 売 付 有 価 証 券 金 融 派 生 商 品 金 融 商 品 等 受 入 担 保 金 仮 受 金 そ の 他 の 負 債 一 般 勘 定 借			
負 債 合 計			

(記載上の注意)

特別勘定を複数設けている場合は、それらの合計額を記載すること。

10 その他重要な事項

(記載上の注意)

その他財務諸表の内容を補足するために必要な事項は、その項目を掲げて記載すること。

第3 年度（ 年 月 日現在）の日本における保険業の貸借対照表

(外国生命保険会社等)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現 金 及 び 預 貯 金		保 険 契 約 準 備 金	
現 金		支 払 備 金	
預 貯 金		責 任 準 備 金	
コ ー ル ロ ー ン		契 約 者 配 当 準 備 金	
買 現 先 勘 定		代 理 店 借	
債券貸借取引支払保証金		再 保 險 借	
買 入 金 銭 債 権		特 定 取 引 負 債	
特 定 取 引 資 産		売 付 商 品 債 券	
商 品 有 価 証 券		商 品 有 価 証 券 派 生 商 品	
商 品 有 価 証 券 派 生 商 品		特 定 取 引 売 付 債 券	
特 定 取 引 有 価 証 券		特 定 取 引 有 価 証 券 派 生 商 品	
特 定 取 引 有 価 証 券 派 生 商 品		特 定 金 融 派 生 商 品	

特 定 金 融 派 生 商 品 そ の 他 の 特 定 取 引 資 産 金 銭 の 信 託 有 価 証 券 国 債 地 方 債 社 債 株 式 外 国 証 券 そ の 他 の 証 券 貸 付 金 保 険 約 款 貸 付 一 般 貸 付 有 形 固 定 資 産 土 地 建 物 使 用 権 資 産 建 設 仮 勘 定 そ の 他 の 有 形 固 定 資 産 無 形 固 定 資 産 ソ フ ト ウ ェ ア の れ ん 使 用 権 資 産 そ の 他 の 無 形 固 定 資 産 代 理 店 貸 再 保 険 貸 そ の 他 資 産 未 収 金 前 払 費 用 未 収 収 益 預 託 金 先 物 取 引 差 入 証 拠 金 先 物 取 引 差 金 勘 定 保 管 有 価 証 券 金 融 派 生 商 品 金 融 商 品 等 差 入 担 保 金 仮 払 金 リ ー ス 投 資 資 産 そ の 他 の 資 産 前 払 年 金 費 用 繰 延 税 金 資 産 支 払 承 諾 見 返	そ の 他 の 特 定 取 引 負 債 そ の 他 負 債 売 現 先 勘 定 債 券 貸 借 取 引 受 入 担 保 金 借 入 金 未 払 法 人 税 等 未 払 金 未 払 費 用 前 受 収 益 預 り 金 預 り 保 証 金 先 物 取 引 受 入 証 拠 金 先 物 取 引 差 金 勘 定 借 入 有 価 証 券 売 付 有 価 証 券 金 融 派 生 商 品 金 融 商 品 等 受 入 担 保 金 リ ー ス 負 債 資 産 除 去 債 務 仮 受 金 そ の 他 の 負 債 退 職 給 付 引 当 金 価 格 変 動 準 備 金 金 融 商 品 取 引 責 任 準 備 金 繰 延 税 金 負 債 支 払 承 諾 本 支 店 勘 定 負 債 の 部 合 計	
	(純 資 産 の 部) 持 込 資 本 金 供 託 金 剰 余 金 繰 越 利 益 剰 余 金 持 込 資 本 金 等 合 計 そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金 繰 延 ヘ ッ ジ 損 益 評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計 純 資 産 の 部 合 計	

貸倒引当金 本支店勘定	△		
資産の部合計		負債及び純資産の部合計	

(外国損害保険会社等)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現 金 及 び 預 貯 金		保 険 契 約 準 備 金	
現 金		支 払 備 金	
預 貯 金		責 任 準 備 金	
コ ー ル ロ ー ン		特 定 取 引 負 債	
買 現 先 勘 定		売 付 商 品 債 券	
債券貸借取引支払保証金		商品有価証券派生商品	
買 入 金 銭 債 権		特 定 取 引 売 付 債 券	
特 定 取 引 資 産		特定取引有価証券派生商品	
商 品 有 価 証 券		特 定 金 融 派 生 商 品	
商品有価証券派生商品		その他の特定取引負債	
特 定 取 引 有 価 証 券		そ の 他 負 債	
特定取引有価証券派生 商品		共 同 保 険 借	
		再 保 険 借	
特 定 金 融 派 生 商 品		外 国 再 保 険 借	
その他の特定取引資産		代 理 業 務 借	
金 銭 の 信 託		売 現 先 勘 定	
有 価 証 券		債券貸借取引受入担保金	
国 債		借 入 金	
地 方 債		未 払 法 人 税 等	
社 債		預 り 金	
株 式		前 受 収 益	
外 国 証 券		未 払 金	
そ の 他 の 証 券		仮 受 金	
貸 付 金		先物取引受入証拠金	
保 険 約 款 貸 付		先物取引差金勘定	
一 般 貸 付		借 入 有 価 証 券	
有 形 固 定 資 産		売 付 有 価 証 券	
土 地		金 融 派 生 商 品	
建 物		金融商品等受入担保金	
使 用 権 資 産		リ ー ス 負 債	
建 設 仮 勘 定		資 産 除 去 債 務	
その他の有形固定資産		そ の 他 の 負 債	
無 形 固 定 資 産		退 職 給 付 引 当 金	
ソ フ ト ウ ェ ア		価 格 変 動 準 備 金	
の れ ん		金融商品取引責任準備金	
使 用 権 資 産		繰 延 税 金 負 債	

その他の無形固定資産		支 払 承 諾	
そ の 他 資 産		本 支 店 勘 定	
未 収 保 険 料		負債の部 合計	
代 理 店 貸		(純 資 産 の 部)	
外 国 代 理 店 貸		持 込 資 本 金	
共 同 保 険 貸		供 託 金	
再 保 険 貸		剰 余 金	
外 国 再 保 険 貸		繰 越 利 益 剰 余 金	
代 理 業 務 貸		持 込 資 本 金 等 合 計	
未 払 金		その他有価証券評価差額金	
未 収 収 益		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	
預 託 金		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
地 震 保 険 預 託 金		純資産の部 合計	
仮 払 金			
先物取引差入証拠金			
先物取引差金勘定			
保 管 有 価 証 券			
金 融 派 生 商 品			
金融商品等差入担保金			
リ ー ス 投 資 資 産			
そ の 他 の 資 産			
前 払 年 金 費 用			
繰 延 税 金 資 産			
支 払 承 諾 見 返			
貸 倒 引 当 金	△		
本 支 店 勘 定			
資 産 の 部 合 計		負債及び純資産の部合計	

(記載上の注意)

1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

(1) 継続企業の前提（会社が将来にわたって事業活動を継続するとの前提をいう。

以下同じ。）に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であって、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるとき（当該事業年度の末日後に当該重要な不確実性が認められなくなった場合を除く。）は、次に掲げる事項

- ① 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容
- ② 当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策
- ③ 当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由
- ④ 当該重要な不確実性の影響を財務諸表に反映しているか否かの別

(2) 次に掲げる会計方針に関する事項

- ① 有価証券の評価基準及び評価方法。また、法第199条において準用する法第112条第1項による評価換えをしたときは、その旨

- ② 金銭の信託の評価基準及び評価方法
 - ③ デリバティブ取引の評価基準及び評価方法
 - ④ 有形固定資産の減価償却の方法
 - ⑤ 外貨建資産等の本邦通貨への換算基準
 - ⑥ 貸倒引当金の計上方法（当期における償却及び引当の方針のほか、資産の自己査定基準の整備の状況、償却及び引当に関する規程の整備の状況等内部統制の状況についても、できるだけ詳細に記載すること。）
 - ⑦ 退職給付引当金の計上方法
 - ⑧ 価格変動準備金及び金融商品取引責任準備金の計上方法
 - ⑨ ヘッジ会計の方法
 - ⑩ 収益の計上方法（顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識するときは、主要な事業における顧客との契約に基づく主な義務の内容、当該義務に係る収益を認識する通常の時点その他重要な会計方針に含まれると判断したものを記載すること。）
 - ⑪ その他採用した日本における保険業の貸借対照表の作成に関する重要な会計方針。ただし、その採用が原則とされている会計方針は、この限りでない。
- （３）次に掲げる会計上の見積りに関する事項
- ① 会計上の見積りにより当該事業年度に係る財務諸表にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるもの
 - ② 当該事業年度に係る財務諸表の①に掲げる項目に計上した額
 - ③ ②に掲げるもののほか、①に掲げる項目に係る会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報
- （４）会計方針の変更等を行った場合には、会計方針の変更等に関する事項（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第８条の３から第８条の３の７までの規定に準じて記載すること。ただし、当該事業年度に係る財務諸表のみを表示している場合には、前事業年度に係る事項については記載を要しない。）
- （５）金融商品の状況に関する事項、金融商品（リース負債を除く。）の時価等に関する事項及び金融商品（リース負債、リース債権及びリース投資資産を除く。）の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項
- （６）次に掲げる賃貸等不動産に関する事項（重要性の乏しいものを除く。）
- ① 賃貸等不動産の状況に関する事項
 - ② 賃貸等不動産の時価に関する事項
- 賃貸等不動産が、リースにより使用する権利を有する不動産である場合には、②に掲げる事項について記載することを要しない。
- （７）会社計算規則第111条に規定する持分法損益等に関する事項
- （８）有価証券の貸付けを行っている場合には、その旨及び金額（金額は貸借対照表価額とし、消費貸借契約によるもの、使用貸借契約又は賃貸借契約によるものに分けて記載すること。）
- （９）債権のうち破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸付条件緩和債権の額並びにこれらの合計額。なお、それぞれの定義は、保険業法施行規則（以下「規則」という。）第59条の２第１項第５号ロによる。
- （10）有形固定資産の減価償却累計額及び圧縮記帳額
- （11）法第199条において準用する法第118条第１項に規定する特別勘定の資産及び負債の額

- (12) 日本における代表者に対する金銭債権及び金銭債務があるときは、金銭債権総額及び金銭債務総額。ただし、日本において締結する保険契約の普通保険約款による取引に係るものは、この限りでない。
- (13) 次に掲げるもの（重要でないものを除く。）の発生の主な原因別の内訳
- ① 繰延税金資産（その算定にあたり繰延税金資産から控除された金額がある場合における当該金額を含む。）
 - ② 繰延税金負債
- (14) 次に掲げるリースに関する事項（重要性の乏しいものを除く。）
- ① 会計方針に関する情報
 - ② リース特有の取引に関する情報
 - ③ 当該事業年度及び翌事業年度以降のリースの金額を理解するための情報
- 外国保険会社等が借手である場合は①から③までに掲げる事項について記載し、外国保険会社等が貸手である場合は②及び③に掲げる事項について記載すること。
- ②及び③に掲げる事項について、連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。
- ①に掲げる事項が連結貸借対照表に注記すべき事項と同一である場合において、この様式にその旨を注記するときは、同様式における当該事項の記載を要しない。
- ファイナンス・リースの借手である外国保険会社等が当該ファイナンス・リースについて資産及び負債を計上する会計処理を行っていない場合には、会社計算規則第108条第4項の規定に従い記載すること。
- (15) 手形遡及債務、重要な係争事件に係る損害賠償義務その他これらに準ずる債務（負債の部に計上したものを除く。）があるときは、当該債務の内容及び金額
- (16) 外国生命保険会社等にあつては、契約者配当準備金の増減異動及び契約者配当金の支払額
- (17) 資産が担保に供されている場合には、当該資産の内容及びその金額並びに担保に係る債務の金額
- (18) 以下に掲げる金額
- ① 規則第160条において準用する規則第73条第3項において準用する規則第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する支払備金（以下「出再支払備金」という。）の金額
 - ② 規則第160条において準用する規則第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する責任準備金（以下「出再責任準備金」という。）の金額
- (19) 本支店勘定は、本店及び他の支店との日常取引で生じる資金の貸借額とする。
- (20) 持込資本金は、日本国内に持ち込んだ金額のうち、法第197条の自己資本に相当するものとする。
- (21) 事業年度の末日後、翌事業年度以降の財産又は損益に重要な影響を及ぼす事象が発生した場合における当該事象
- (22) 企業結合に関する事項（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（以下「財務諸表等規則」という。）第8条の17から第8条の20まで、第8条の22、第8条の25、第56条及び第95条の3の3の規定に準じて記載するこ

と。)

- (23) 事業分離に関する事項（財務諸表等規則第8条の23、第8条の24及び第8条の26の規定に準じて記載すること。）
- (24) 資産の部の社債（当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。）に係る保証債務の額
- (25) 次に掲げる要件の全てに該当する再保険に付した場合には、当該再保険に係る再保険契約（規則第71条第3項に規定する再保険に係るものを除く。）において定める未償却出再手数料（外国保険会社等が受再保険会社（再保険を引き受ける保険会社又は外国保険業者をいう。以下(24)において同じ。）から収受した手数料のうち、当該再保険契約により再保険に付した部分に係る将来の収益又は利益から受再保険会社に支払うものをいう。①において同じ。）の残高
- ① 未償却出再手数料及びこれに附帯して外国保険会社等が支弁する費用その他これに準ずるものを受再保険会社に将来支払うことを約するものであること。
- ② 外国保険会社等が、元受保険契約（外国保険会社等が引き受ける保険契約をいう。以下②において同じ。）に係るリスクのうち、当該再保険に付された部分に係るリスクの一部を移転するものであること（元受保険契約のリスクの全部を出再割合に応じて移転する場合を除く。）。
- (26) 以上のほか、外国保険会社等の日本における財産の状態を正確に判断するために必要な事項

- 2 外国損害保険会社等が地震保険に関する法律第3条第1項（政府の再保険）に規定する再保険契約を政府との間で締結している場合には、当該外国損害保険会社等において地震保険の責任準備金及び地震保険に係る受託金に対応する資産を他の資産と区分して経理している場合における当該資産に係る評価差額については、「繰延税金負債」の前に「地震保険評価差額金」として記載すること。
- 3 法令等に基づき、又は外国保険会社等の日本における財産の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げてある科目を細分し、又はその性質を示す科目を設けて適切な場所に記載すること。
- 4 「その他の資産」及び「その他の負債」のうち、同一の種類の資産及び負債でその金額が資産総額の100分の1を超えるものについては、その資産及び負債の性質を示す適切な名称を付した科目を設けて記載すること。
- 5 「使用権資産」に区分される資産については、「有形固定資産」に属する各科目（「使用権資産」及び「建設仮勘定」を除く。）又は「無形固定資産」に属する各科目（「のれん」及び「使用権資産」を除く。）に含めることができる。
- 6 総括科目及びその金額は、ゴシック式活字等識別しやすい方法により記載すること。

第4

年度 $\left(\begin{array}{ccc} \text{年} & \text{月} & \text{日から} \\ \text{年} & \text{月} & \text{日まで} \end{array} \right)$ 日本における保険業の損益計算書

(外国生命保険会社等)

(単位：百万円)

科 目	金 額
経 常 収 益	

特 定 取 引 費 用	
商 品 有 価 証 券 運 用 損	
特 定 取 引 有 価 証 券 費 用	
特 定 金 融 派 生 商 品 費 用	
そ の 他 の 特 定 取 引 費 用	
金 銭 の 信 託 運 用 損	
売 買 目 的 有 価 証 券 運 用 損	
有 価 証 券 売 却 損	
有 価 証 券 評 価 損	
有 価 証 券 償 還 損	
金 融 派 生 商 品 費 用	
為 替 差 損	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	
貸 付 金 償 却	
賃 貸 用 不 動 産 等 減 価 償 却 費	
そ の 他 運 用 費 用	
特 別 勘 定 資 産 運 用 損	
事 業 費 用	
そ の 他 経 常 費 用	
保 険 金 据 置 支 払 金	
税 金 費	
減 価 償 却	
退 職 給 付 引 当 金 繰 入 額	
そ の 他 の 経 常 費 用	
経 常 利 益 (又 は 経 常 損 失)	
特 別 利 益	
固 定 資 産 等 処 分 益	
負 荷 の 増 減 発 生 益	
保 険 業 法 第 1 1 2 条 評 価 益	
そ の 他 特 別 利 益	
特 別 損 失	
固 定 資 産 等 処 分 損	
減 損 損	
価 格 変 動 準 備 金 繰 入 額	
金 融 商 品 取 引 責 任 準 備 金 繰 入 額	
不 動 産 圧 縮 損	
そ の 他 特 別 損 失	
繰 越 利 益 剰 余 金 (当 期 首 残 高)	
本 社 送 金	
繰 越 利 益 剰 余 金	

(外国損害保険会社等)

(単位：百万円)

科 目							金 額
経 常 収 益							
保 險 引 受 収 益							
正 味 収 入 保 險 料							
収 入 積 立 保 險 料							
積 立 保 險 料							
為 替 差							
そ の 他 保 險 引 受 収 益							
資 産 運 用 収 益							
利 息 及 び 配 当 金 収 入							
特 定 取 引 収 益							
商 品 有 価 証 券 運 用 益							
特 定 取 引 有 価 証 券 収 益							
特 定 金 融 派 生 商 品 収 益							
そ の 他 の 特 定 取 引 収 益							
金 銭 の 信 託 運 用 益							
売 買 目 的 有 価 証 券 運 用 益							
有 価 証 券 売 却 益							
有 価 証 券 償 還 益							
金 融 派 生 商 品 収 益							
為 替 差							
そ の 他 運 用 収 益							
積 立 保 險 料 等 運 用 益 振 替							
そ の 他 経 常 収 益							
経 常 費 用							
保 險 引 受 費 用							
正 味 支 払 保 險 金 費							
損 害 調 査 金 費							
諸 手 数 料 及 び 集 金 費							
満 期 返 戻 金							
契 約 者 配 当 金							
支 払 備 金 繰 入 額							
責 任 準 備 金 繰 入 額							
為 替 差							
そ の 他 保 險 引 受 費 用							
資 産 運 用 費 用							
特 定 取 引 費 用							
商 品 有 価 証 券 運 用 損 用							
特 定 取 引 有 価 証 券 費 用							
特 定 金 融 派 生 商 品 費 用							
そ の 他 の 特 定 取 引 費 用							

金 銭 の 信 託 運 用 損 売 買 目 的 有 価 証 券 運 用 損 有 価 証 券 売 却 損 有 価 証 券 評 価 損 有 価 証 券 償 還 損 金 融 派 生 商 品 費 用 為 替 差 損 そ の 他 運 用 費 用 営 業 費 及 び 一 般 管 理 費 そ の 他 経 常 費 用 支 払 利 息 貸 倒 引 当 金 繰 入 額 貸 倒 損 失 そ の 他 の 経 常 費 用	
経 常 利 益 （ 又 は 経 常 損 失 ）	
特 別 利 益 固 定 資 産 処 分 益 負 の の れ ん 発 生 益 保 険 業 法 第 112 条 評 価 益 そ の 他 特 別 利 益	
特 別 損 失 固 定 資 産 処 分 損 減 損 損 価 格 変 動 準 備 金 繰 入 額 金 融 商 品 取 引 責 任 準 備 金 繰 入 額 不 動 産 圧 縮 損 そ の 他 特 別 損 失	
税 引 前 当 期 純 利 益 （ 又 は 税 引 前 当 期 純 損 失 ） 法 人 税 及 び 住 民 税 法 人 税 等 調 整 額 法 人 税 等 合 計 当 期 純 利 益 （ 又 は 当 期 純 損 失 ）	
繰 越 利 益 剰 余 金 （ 当 期 首 残 高 ） 本 社 送 金 繰 越 利 益 剰 余 金	

（記載上の注意）

- 1 次の事項を注記すること。ただし、日本における保険業の貸借対照表に記載したものは、この限りでない。
 - （1）日本における保険業の損益計算書の作成に関する重要な会計方針。ただし、その採用が原則とされている会計方針は、この限りでない。
 - （2）外国生命保険会社等にあつては、有価証券売却益、有価証券売却損及び有価証券評価損の主な内訳
 - （3）以下の収益及び費用に関する内訳（ただし、①から③まで及び⑥の注記は、外

国生命保険会社等を除く。)

- ① 正味収入保険料の計算上差し引かれた支払再保険料の金額
 - ② 正味支払保険金の計算上差し引かれた回収再保険金の金額
 - ③ 諸手数料及び集金費の計算上差し引かれた出再保険手数料の金額
 - ④ 支払備金繰入額又は支払備金戻入額の計算上、差し引かれた又は足し上げられた出再支払備金繰入額又は出再支払備金戻入額
 - ⑤ 責任準備金繰入額又は責任準備金戻入額の計算上、差し引かれた又は足し上げられた出再責任準備金繰入額又は出再責任準備金戻入額
 - ⑥ 利息及び配当金収入の資産源泉別内訳
- (4) 特定取引勘定及び売買目的有価証券に係るそれぞれの利息及び配当金収入、売却損益及び評価損益の金額
- (5) 金銭の信託及び金融派生商品に係るそれぞれの評価損益の金額
- (6) 次に掲げる要件の全てに該当する再保険に付した場合には、当該再保険に係る再保険契約(規則第71条第3項に規定する再保険に係るものを除く。)において定める未償却出再手数料(外国保険会社等が受再保険会社(再保険を引き受ける保険会社又は外国保険業者をいう。以下(6)において同じ。)から収受した手数料のうち、当該再保険契約により再保険に付した部分に係る将来の収益又は利益から受再保険会社に支払うものをいう。①において同じ。)であって、日本における事業年度において、外国保険会社等が受再保険会社から収受した手数料のうち未償却出再手数料の増加として認識したものの金額及び外国保険会社等が受再保険会社に支払った額のうち未償却出再手数料の減少として認識したものの金額
- ① 未償却出再手数料及びこれに附帯して外国保険会社等が支弁する費用その他これに準ずるものを受再保険会社に将来支払うことを約するものであること。
 - ② 外国保険会社等が、元受保険契約(外国保険会社等が引き受ける保険契約をいう。以下②において同じ。)に係るリスクのうち、当該再保険に付された部分に係るリスクの一部を移転するものであること(元受保険契約のリスクの全部を出再割合に応じて移転する場合を除く。))。
- (7) 以上のほか、日本における保険業の損益の状態を正確に判断するために必要な事項
- 2 法令等に基づき、又は外国保険会社等の日本における保険業の損益の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げてある科目を細分し、又はその性質を示す科目を設けて適切な場所に記載すること。
- 3 次に掲げる項目について、損益計算書において区分して表示し、又は他の科目に含めて表示すること。他の科目に含めて表示する場合においては、当該項目が含まれる科目及び当該項目の金額を注記すること。
- (1) ファイナンス・リースに係る販売損益(売上高から売上原価を控除した純額をいう。)
 - (2) ファイナンス・リースに係るリース債権及びリース投資資産に対する受取利息相当額
 - (3) オペレーティング・リースに係る収益(貸手のリース料に含まれるものに限る。)
- 4 リース負債に係る利息費用について、損益計算書において区分して表示し、又はリース負債に係る利息費用が含まれる科目及び当該利息費用の金額を注記すること。
- 5 総括科目及びその金額は、ゴシック式活字等識別しやすい方法により記載すること。
- 6 遡及適用又は修正再表示を行った場合には、繰越利益剰余金(当期首残高)に対

する累積的影響額及び当該遡及適用又は修正再表示の後の当期首残高を区分表示すること。

- 7 顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識する場合における次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）を注記すること。
- （1）当該事業年度に認識した収益を、収益及びキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づいて区分をした場合における当該区分ごとの収益の額その他の事項
 - （2）収益を理解するための基礎となる情報
 - （3）当該事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報
- （1）から（3）までに掲げる事項が会計方針に関する事項と同一であるときは、記載することを要しない。

第5

年度 $\left(\begin{array}{ccc} \text{年} & \text{月} & \text{日から} \\ \text{年} & \text{月} & \text{日まで} \end{array} \right)$ 日本における保険業のキャッシュ・フロー

計算書

（外国生命保険会社等一直接法により表示する場合）

（単位：百万円）

科 目	金 額
営業活動によるキャッシュ・フロー	
保険料等収入	
保険金支払による支出	
年金支払による支出	
給付金支払による支出	
解約返戻金支払による支出	
その他の返戻金支払による支出	
再保険料収入	
再保険料支払による支出	
保険金据置支払による支出	
事業費の支出	
その他	
小 計	
利息及び配当金等の受取額	
利息の支払額	
契約者配当金の支払額	
その他	
法人税等の支払額	
営業活動によるキャッシュ・フロー	
投資活動によるキャッシュ・フロー	
預貯金の純増減額（△は増加）	
買入金銭債権の取得による支出	
買入金銭債権の売却・償還による収入	
金銭の信託の増加による支出	
金銭の信託の減少による収入	
有価証券の取得による支出	

有価証券の売却・償還による収入 貸付けによる支出 貸付金の回収による収入 その他 資産運用活動計 (営業活動及び資産運用活動計) 有形固定資産の取得による支出 有形固定資産の売却による収入 その他 投資活動によるキャッシュ・フロー	()
財務活動によるキャッシュ・フロー 借入れによる収入 借入金の返済による支出 本店からの送金による収入 本店への送金による支出 その他 財務活動によるキャッシュ・フロー	
現金及び現金同等物に係る換算差額	
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	
現金及び現金同等物期首残高	
現金及び現金同等物期末残高	

(外国生命保険会社等－間接法により表示する場合)

(単位：百万円)

科 目	金 額
営業活動によるキャッシュ・フロー 税引前当期純利益 (△は損失) 賃貸用不動産等減価償却費 減価償却費 減損損失 支払備金の増減額 (△は減少) 責任準備金の増減額 (△は減少) 契約者配当準備金積立利息繰入額 契約者配当準備金繰入額 貸倒引当金の増減額 (△は減少) 退職給付引当金の増減額 (△は減少) 価格変動準備金の増減額 (△は減少) 金融商品取引責任準備金の増減額 (△は減少) 保険業法第112条評価益 利息及び配当金等収入 有価証券関係損益 (△は益) 支払利息 為替差損益 (△は益)	

有形固定資産関係損益（△は益） 特定取引資産の増減額（△は増加） 特定取引負債の増減額（△は減少） 代理店貸の増減額（△は増加） 再保険貸の増減額（△は増加） その他資産（除く投資活動関連、財務活動関連）の増減額（△は増加） 代理店借の増減額（△は減少） 再保険借の増減額（△は減少） その他負債（除く投資活動関連、財務活動関連）の増減額（△は減少） その他 小 計 利息及び配当金等の受取額 利息の支払額 契約者配当金の支払額 その他 法人税等の支払額 営業活動によるキャッシュ・フロー	
投資活動によるキャッシュ・フロー 預貯金の純増減額（△は増加） 買入金銭債権の取得による支出 買入金銭債権の売却・償還による収入 金銭の信託の増加による支出 金銭の信託の減少による収入 有価証券の取得による支出 有価証券の売却・償還による収入 貸付けによる支出 貸付金の回収による収入 その他 資産運用活動計 （営業活動及び資産運用活動計） 有形固定資産の取得による支出 有形固定資産の売却による収入 その他 投資活動によるキャッシュ・フロー	()
財務活動によるキャッシュ・フロー 借入れによる収入 借入金の返済による支出 本店からの送金による収入 本店への送金による支出 その他	

財務活動によるキャッシュ・フロー	
借入れによる収入	
借入金の返済による支出	
本店からの送金による収入	
本店への送金による支出	
その他	
財務活動によるキャッシュ・フロー	
現金及び現金同等物に係る換算差額	
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	
現金及び現金同等物期首残高	
現金及び現金同等物期末残高	

(外国損害保険会社等―間接法により表示する場合)

(単位：百万円)

科 目	金 額
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税引前当期純利益（△は損失）	
減価償却費	
減損損失	
支払備金の増減額（△は減少）	
責任準備金等の増減額（△は減少）	
貸倒引当金の増減額（△は減少）	
退職給付引当金の増減額（△は減少）	
価格変動準備金の増減額（△は減少）	
金融商品取引責任準備金の増減額（△は減少）	
保険業法第112条評価益	
利息及び配当金収入	
有価証券関係損益（△は益）	
支払利息	
為替差損益（△は益）	
有形固定資産関係損益（△は益）	
特定取引資産の増減額（△は増加）	
特定取引負債の増減額（△は減少）	
その他資産（除く投資活動関連、財務活動関連）の増減額（△は増加）	
その他負債（除く投資活動関連、財務活動関連）の増減額（△は減少）	
その他	
小 計	
利息及び配当金の受取額	
利息の支払額	
その他	
法人税等の支払額	

営業活動によるキャッシュ・フロー	
投資活動によるキャッシュ・フロー 預貯金の純増減額（△は増加） 買入金銭債権の取得による支出 買入金銭債権の売却・償還による収入 金銭の信託の増加による支出 金銭の信託の減少による収入 有価証券の取得による支出 有価証券の売却・償還による収入 貸付けによる支出 貸付金の回収による収入 その他 資産運用活動計 （営業活動及び資産運用活動計） 有形固定資産の取得による支出 有形固定資産の売却による収入 その他 投資活動によるキャッシュ・フロー	()
財務活動によるキャッシュ・フロー 借入れによる収入 借入金の返済による支出 本店からの送金による収入 本店への送金による支出 その他 財務活動によるキャッシュ・フロー	
現金及び現金同等物に係る換算差額	
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	
現金及び現金同等物期首残高	
現金及び現金同等物期末残高	

(記載上の注意)

- 1 現金及び現金同等物の範囲について記載すること。
- 2 法令等に基づき、又は外国保険会社等の日本における保険業のキャッシュ・フローの状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げてある科目を細分し、又はその性質を示す科目を設けて適切な場所に記載すること。また、金額の重要性が乏しい科目については、「その他」として一括して記載することができる。

第 6

年度（ 年 月 日現在）日本における保険金等の支払能力の充実の状況に関する書面

1 適格資本合計額

適格資本合計額（A）	百万円
------------	-----

（記載上の注意）

法第202条第 1 号に掲げる額をいう。

2 所要資本合計額

所要資本合計額（B）	百万円
------------	-----

（記載上の注意）

法第202条第 2 号に掲げる額を記載すること。

3 日本における保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率

（A）／（B）	%
---------	---

（記載上の注意）

日本における保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率は、小数点第 2 位以下を切り捨て小数点第 1 位までを記載すること。